

投資家向け説明資料(2回目)

三菱UFJフィナンシャル・グループへの株主提案

2021年6月2日

注目点:

- 三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFG)は、化石燃料への資金提供額が世界6位の銀行であり、現行のファイナンスポリシーは、パリ協定の目標に整合していない。また、石炭・石油・ガス関連事業の拡大および森林破壊への継続的な資金提供ができるものとなっている。IEA(国際エネルギー機関)が最近発表した「2050年ネットゼロ」報告書には、新規の化石燃料開発へのファイナンスは、2050年までに全世界の温室効果ガス排出量をゼロにする「ネットゼロへの道筋(ロードマップ)」に反すると示されている。
- MUFGは今年5月、ネットゼロを目指すことを表明したが、ネットゼロへの道筋を保証する中間目標あるいは明確な指標を掲げるに至っていない。
- 本株主提案は、MUFGが、明確な指標と短期及び中期の目標を含めた明確な計画を開示し、気候関連財務リスクを効果的に管理し脱炭素化を実現することを実証することにつながるものである。

本資料は、2021年3月26日に日本の環境NGOの気候ネットワークと国際環境NGOに所属する3人の個人株主(以下、共同提案者)¹が共同提出した株主提案の内容に関する、三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下、MUFG)の投資家向けの2回目の説明資料です²。本提案は、6月29日に開催されるMUFGの第16期定期株主総会で議決されます。本資料では、最近のMUFGによるポリシー改定及びネットゼロ宣言の公表に照らした上で、提案を継続する理由について説明しています。

本提案は、MUFGが投融資をパリ協定の目標に整合させるために、「指標と、短期、中期及び長期の目標を含む」計画を決定し開示することを要求しています。本提案は、投資家がMUFGの投融資における気候変動リスクを適切に評価し、それに応じて投資決定ができることを目的としています。最終的な目的は、銀行の気候変動リスクへのエクスポージャーを減らすことにより、MUFGの企業価値を維持および改善することです。

MUFGは、気候変動リスクへのアプローチにおいて最近いくつかの改定を行っており、パリ協定の目標に向けた改善が図られていますが、共同提案者は、パリ協定の目標と整合する投融資に関わる信頼性の高い具体的な計画がないため、株主提案を継続することを決定しました。

¹ 3人の個人株主は以下の団体に所属する個人である: 福澤恵(豪NGOマーケット・フォース)、川上豊幸(米環境NGOレインフォレスト・アクション・ネットワーク)、横山隆美(国際環境NGO 350.org)。

² 1回目の投資家向け説明資料は2021年3月29日に発行: [「投資家向け説明資料: 三菱UFJフィナンシャル・グループへの株主提案」](#)(気候ネットワーク、レインフォレスト・アクション・ネットワーク、マーケット・フォース、350.org Japan)。

特に、MUFGは化石燃料全体への資金提供額で世界第6位の銀行であり、熱帯林破壊に関連する産品への資金提供者として突出している現状に照らせば、以下に詳述するように、MUFGの現行の方針とコミットメントは炭素集約型セクターへの継続的かつ多額のファイナンスに対処しているとは言えず、指標と、短期および中期の目標も不十分です。MUFGの投融資ポートフォリオを脱炭素化に移行させるための計画と道筋が明確になっていない状況においては、この提案を可決することにより、MUFGが、TCFDの勧告および、投資家の期待に沿って短期の気候関連のファイナンスリスクを効果的に管理し脱炭素化を実現することを実証するための指標と目標を開示することができます。

表：MUFGのポリシーのパリ協定との整合性に関する評価（2021年5月時点）

基準	パリ協定と整合的な事項 ³	MUFGのコミットメント	コメント
短期目標	化石燃料への拡大に対するファイナンスをやめる。	無し	MUFGは「石炭火力発電所の新設および既存発電設備の拡張にはファイナンスを実行しない」としているが、CCUS、混焼、その他の技術を備えた石炭火力発電所へのファイナンスの継続は、可能となっている。 石油・ガス・山頂除去方式以外の石炭採掘へのファイナンスに対する制限がない。
	2021年から毎年削減し、最終的に、1.5度目標達成のための時間軸に沿って化石燃料ファイナンスからフェーズアウトする。	無し	MUFGの唯一の関連した目標は、2040年までに石炭火力発電向けプロジェクトファイナンスからフェーズアウトすることだが、CCUSやその他の技術を用いたファイナンスはこの対象外である。石油・ガスセクターやプロファイ以外の金融サービスに関する目標はない。
	森林破壊、自然生態系の損失を伴うプロジェクト、または「森林破壊ゼロ、泥炭地破壊ゼロ、搾取ゼロ(NDPE)」を企業グループ全体で遵守しない企業へのファイナンスを禁じる。	部分的	MUFGはNDPE基準をパーム油生産企業にのみ適用し、パーム油のバリューチェーン全体、並びに、紙パルプ、大豆、牛肉などの森林破壊リスクを伴う産品をカバーしていない。
中期目標	ファイナンスによる排出量を少なくとも2030年度に2010年度レベルと比べて半減する。	無し	2030年度に投融資ポートフォリオの排出削減目標(スコープ3)を2022年度に設定。2023年度は、最も遅い場合は2023年3月に。 MUFGはサステナブルファイナンス目標を2030年度35兆円(うち環境分野は18兆円)に引き上げ。また、再生

³ MUFGの活動とポリシーは「パリ協定と整合性のある金融機関原則」(2020年9月発行、60団体賛同)の視点から評価した。

			可能エネルギープロジェクトファイナンスによるCO2削減目標を設定する予定。これがファイナンスによる全排出量をオフセットするために使われる場合、必要な気候変動対策が遅れるリスクとなる。
	石炭産業に対する全てのファイナンスをOECD諸国では遅くとも2030年までに、世界全体では遅くとも2040年までにゼロにする。	部分的	2040年度石炭火力のフェーズアウト目標はプロジェクトファイナンスに限定され、OECD諸国と世界全体の区別がない。CCUS、混焼、または他の技術を用いた石炭火力発電所はこの目標の対象外となる。MUFGは石炭火力企業向けコーポレート与信の残高目標を開示する方針だが、パリ協定の目標との整合性はまだ明らかではない。
長期目標	遅くとも2050年までにファイナンスによる排出量を実質ゼロにする。その際、信頼できないスキーム ⁴ 、収入と比べた炭素集約度、あるいは再生可能エネルギーへのファイナンスとのオフセットによる炭素集約度の指標は用いないこと。	有り(留保付き)	MUFGがどのように2050年カーボン・ニュートラルを達成するのかに関する明確な計画がない。
指標	土地利用に係る排出量を含む、融資・引受・投資・付保・その他の金融サービスによる全ての直接的・間接的排出量を包む全カーボン・フットプリントの開示。 測定の方法論は透明性および検証可能性があること。	無し	投融資ポートフォリオ全体の排出量の開示にコミットしていない。 炭素集約型セクターに係る現在の指標は、エネルギー・ユーティリティセクターへの融資に限られ、引受・投資、並びに土地利用等その他の炭素集約型セクターへのファイナンスに係る指標がない。
	化石燃料企業または森林破壊リスクを伴う顧客に対して、明確な遵守の期限および要求を満たさなかった場合の結果等を含む明示的な要求。	部分的	石炭、パーム油、森林セクターに対するポリシーによる要請はいくらか存在するものの、それらは脆弱で、不遵守に関する明示的な手続きが欠如している。 ESG(環境・社会・ガバナンス)ファイナンス・ポリシーは、いくつかのMUFGの子会社には適用されていない。(例: インドネシアのバンクダナモン)

以上のような不十分さがあることを踏まえ、共同提出者は、MUFGが遅延なく投融資ポートフォリオをパリ協定の目標に整合させることを確保するためには、株主提案が不可欠であると考えま

⁴ 信頼に値しないスキームとして、社会・環境に大規模な害をもたらす可能性がある、オフセットやCCS付きバイオエネルギー(BECCS)、人工造林、その他の実証されていない「負の排出量」といった技術や地球工学(ジオエンジニアリング)技術などを意味する。

す。したがって投資家の皆様に、以下のように本株主提案への引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 2021年6月29日のMUFG株主総会における本提案への賛同
- 本提案への賛同について、MUFG及び対外的な意思表示
- MUFGの化石燃料関連事業、及び森林破壊を含むその他の気候リスクを拡大させる事業への投融資方針の強化とさらなる情報開示に対する働きかけ

我々が提出した株主提案の内容および投資家の皆様にご協力を賜りたい理由を以下に説明いたします。

1. 株主提案の内容

本提案により、MUFGは、顧客との関係および企業利益を踏まえつつ、本提案を柔軟に実現することができると考えています。戦略を策定または変更する会社の権限を制限することを意図したものではありません。詳細は、参考(1)をご参照ください。

議案

定款の一部変更の件(パリ協定の目標に沿った投融資を行うための経営戦略を記載した計画の策定・開示)

提案内容

「当会社は、パリ協定の目標に沿った投融資を行うための指標と短期、中期及び長期の目標を含む経営戦略を記載した計画を決定し、年次報告書にて開示する。」という条項を、定款に規定する。

提案理由

本提案は、当会社がパリ協定の目標に沿った投融資を行うための指標及び目標を含む経営戦略を記載した計画を決定し、開示することにより、当会社の気候変動リスクを管理し、企業価値を維持向上することを目的とする。

パリ協定は、既に深刻な被害を引き起こしている気候変動による更なるリスクを回避するために、地球の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度を十分に下回り、1.5度に留めるよう努力することを目標にし、また、資金の流れを当該目標に適合させることも目的とする。当会社は、環境、社会、ガバナンス方針を定めているが、化石燃料拡大や森林破壊関連の事業等に多額の資金提供を続けており、パリ協定の目標と全く整合していない。これは、日本政府が温室効果ガス排出を2050年に実質ゼロにする目標を掲げる中で、当会社における深刻な投資及び評判リスクである。よって、本条項を定款に加えることを提案する。

2. MUFGによるポリシー強化および2050ネットゼロ宣言は歓迎するも、株主提案の取り下げには至らず

我々が2021年3月26日に株主提案を提出した後、MUFGは気候リスクへのアプローチを示したポリシー強化を計3回発表してきました。

1. 4月1日:「MUFG Way」の制定および新中期経営計画⁵

⁵ https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2021/pdf/news-20210401-001_ja.pdf

2. 4月26日:「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」の改定⁶
3. 5月17日:「MUFG カーボンニュートラル宣言」⁷

我々はこれらのポリシー強化を歓迎する一方、MUFGは、同社の資金提供および投融資をパリ協定の目標に整合させるために必要な指標および短・中期の目標を備えた事業戦略を十分に概説、あるいは概説することを約束してはしません。我々がそう考える理由を以下に述べます。

1. MUFGの石炭ポリシーの改定は石炭火力の延命につながるものである
2. 石油・ガスに対するポリシーは、ファイナンスの制限が設けられず不十分である
3. 森林セクターの改定ポリシーは森林破壊、泥炭地破壊、権利侵害へのファイナンスを十分に禁止していない
4. パリ協定への整合を確信できる指標あるいは短期・中期目標が明確に示されていない
5. 従来のMUFGのエンゲージメントでは、パリ協定との整合性への確証が得られない

(1) MUFGの石炭ポリシーの改定は石炭火力の延命につながるものである

MUFGの石炭火力発電セクター方針の改定では、新設の石炭火力発電所へのファイナンスは実行しないとしていた部分に、既存発電設備の拡張にもファイナンスを実行しないと追加されました。しかし、このポリシーには「但し、パリ協定目標達成に必要な、CCUS(二酸化炭素回収・利用・貯留技術)、混焼等の技術を備えた石炭火力発電所は個別に検討する場合があります。」との例外が残されています。また、MUFGの鉱業(石炭)セクター方針は、山頂除去採掘(MTR: Mountain Top Removal)方式で行う炭鉱採掘事業にはファイナンスを提供しない方針を掲げていますが、この場合を除くと引き続きファイナンスできるものとなっています。しかも、MUFGの石炭ポリシーは、インドネシアの石炭産業に資金を提供している同国における子会社のバンクダナモンには適用されません⁸。

特定の技術を付加することで石炭火力をパリ協定の目標と整合させるというMUFGの前提は誤りです。CCUSであれ、アンモニアあるいは水素との混焼であれ、2030年までに必要な排出量削減への貢献を見込むことはできないと見られています。CCUSは、早くも2030年代に実用化が目指されている未完成的な技術です。日本政府や電力会社は、2030年までに石炭火力発電所でアンモニアや水素を最大10~20%混焼することを目指していますが、化石燃料から生成されるアンモニアと水素はカーボンフリーとは言えません。MUFGがそれらの技術を支援することは石炭火力の延命策にほかならず、パリ協定とは本質的に矛盾するものです⁹。

Global Coal Exit List(脱石炭リスト¹⁰)によれば、MUFGは石炭産業に対する融資では世界で第3位、引受では世界13位にランク付けされており、2018年10月から2020年10月の期間、融資額179億米ド

⁶ https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2021/pdf/news-20210426-001_ja.pdf

⁷ https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2021/pdf/news-20210517-003_ja.pdf

⁸ バンクダナモンが対象外となる件については、共同提案者とMUFGとの会合におけるMUFGの説明に基づいています。バンクダナモンの石炭エクスポージャーの例としては、Market Forcesの資料をご参照ください。

[Adaro, Indonesia's coal giant, is seeking to refinance its debt](#)

⁹ 気候ネットワーク、提言レポート「2050年ネットゼロへの道すじ」2021年3月、P15およびP17のコラム

¹⁰ 2018年10月から2020年10月の期間で発行された融資・引受を分析。詳細は次を参照: 350.org Japan他【共同プレスリリース】「日本の金融機関が石炭産業への融資総額で世界第1位に」2021年2月25日

ル、引受181億米ドルもの資金を世界の石炭産業に提供していました。このことからMUFGの石炭ポリシーの不十分さは特に考慮されるべきです。(脱石炭リストの分析方法に関する詳細は参考2をご参照ください。)

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)議長国は、最近の声明「Call For Climate Action Announcements From Private Finance Institutions」で、銀行に対し「早急な石炭フェーズアウト(段階的廃止)」を求めました¹¹。パリ協定の目標に整合させるためには、全ての石炭事業に関与する企業へのファイナンスを例外なしで急速に毎年削減し、石炭企業へのエクスポージャーとファイナンスを、経済協力開発機構(OECD)加盟国では遅くとも2030年までに、他の各国では2040年までに、ゼロまで削減すると約束する必要があります。しかし、MUFGの現行ポリシーは、OECD加盟国と他の国々を区別することなく2040年度までに石炭火力プロジェクトファイナンスを段階的に廃止するとしているのみで、しかもコーポレートファイナンスは対象外としています。また、MUFGは前述の問題にもかかわらず、CCUSやその他の技術による石炭火力への融資を、2040年度までに石炭をフェーズアウトさせる目標の対象外とすると述べています¹²。MUFGは、石炭火力発電事業者へのコーポレートファイナンスのポートフォリオ削減目標を設定すると表明していますが、その目標がどのようなものになるか、いつ実行されるのかは明確にされていません。

MUFGの石炭セクターのポリシーは、すでに石炭火力発電所や炭鉱事業への融資を中止すると表明し、石炭セクターに関わる企業へのコーポレートファイナンスにさらなる制限を設けている多くの国際的な同規模の銀行のポリシーとは相反するものです。現時点で同規模の銀行の中で最も評価の高いポリシーは、フランスのクレディ・ミュチュアルやイタリアのユニクレディットのポリシーです¹³。

(2) 石油・ガスに対するポリシーは、ファイナンスの制限が設けられず不十分である

MUFGの最近の発表は、炭素集約度の非常に高い石油・ガス事業拡大へのファイナンスを含め、石油・ガスセクターへの多額のファイナンスについて言及していません。

今年3月に発行された「化石燃料ファイナンス成績表 2021: 気候カオスをもたらす銀行業務」¹⁴によると、MUFGは化石燃料事業の全部門に提供された融資と引受の金額で、世界の大手銀行60行中6位でした。2016年から2020年の5年間、MUFGは約1,480億米ドルを提供し、アジアの主要な銀行では最多でした。資金提供額の41%は、最も影響の大きい化石燃料の拡大事業を計画している主な石油、ガス、石炭企業100社に提供されました。石油・ガスの細分化された部門では、MUFGはシェールオイル・ガスで世界6位、LNG輸出入ターミナルで同8位、オイルサンドで同12位、北極の石油・ガスで同12位、海洋の石油・ガスで同13位です。

MUFGが石油・ガスセクターへのファイナンスに制限を設けていないことは、北米でのオイルサンド関連インフラ開発へのファイナンス事例の通り、重大な評判リスクに加え、座礁資産による財務リスクをもたらします。パリ協定の締結以降、MUFGはオイルサンド業界にアジアの銀行で最も多額の資金を提供しています。バイデン政権が気候変動への影響を理由に2021年1月に建設認可を取り消した「キーストーン XL」オイルサンドパイプラインには、アジアの銀行で最も多い資金

¹¹ 次を参照: Regulation Asia, [COP Presidency Calls for Ambitious Climate Commitments](#), May 17 2021

¹² これは共同提案者とMUFGとの会合におけるMUFGの説明に基づいています。

¹³ 次を参照: バンクトラック, [Banks and Coal](#)

¹⁴ RAN, バンクトラック, 先住民族環境ネットワーク(IEN), オイル・チェンジ・インターナショナル, リクレイム・ファイナンス, シエラクラブ「[化石燃料ファイナンス成績表2021～気候カオスをもたらす銀行業務～](#)」、2021年3月

を提供していました。MUFG は現在、エンブリッジ社が建設を進める「ライン 3」オイルサンドパイプラインにアジアの銀行で最も多額の資金を提供しています。気候変動および先住民族の権利、地域生態系への影響についての激しい批判の中、パリ協定締結以降も毎年MUFGはエンブリッジに資金提供を続けています。ライン3はオイルサンド産業の拡大にとって重要な事業で、建設されれば年間に石炭火力発電所 50 基分に相当する温室効果ガスを排出すると推計されています¹⁵。

すでに生産中の石炭、石油、ガスからの潜在排出量により、世界の平均気温上昇は1.5度をはるかに超え、2度を超える可能性もあることから、化石燃料の探査や採掘の拡大、採掘の継続と拡大を推進するインフラの拡大はパリ協定とは整合しません。これはIEAの報告書が、2050年までにネットゼロにする道筋には新規の化石燃料事業への投資は容認されないと結論付けたことで裏付けられています¹⁶。地球温暖化を1.5度に抑えるには、既存の全化石燃料の生産と使用の迅速かつ管理された段階的廃止をすぐに開始する必要があります。しかしMUFGはそれどころか、化石燃料の拡大に資金提供をしているアジア最大の銀行であり¹⁷、石油・ガスへのファイナンス制限や段階的廃止を約束していません。

(3) 森林セクターの改定方針は森林破壊、泥炭地破壊、権利侵害へのファイナンスを十分に禁止していない

MUFG は、熱帯林破壊を起こす産品に資金提供している重大な世界的金融機関です。パーム油への資金提供額では世界7位の銀行で、2016年から2019年だけで12億ドルを超える融資と引受をパーム油セクターに行っています¹⁸。MUFGがパーム油と森林セクター方針を強化したことはある程度は評価できるが、適用範囲が限定されているため、森林破壊、泥炭地破壊、人権侵害への資金提供の継続が可能となっています。森林、草原、湿地、海など自然生態系の保護と回復が気候変動の緩和に不可欠であることを考えると、MUFGの方針は不十分なままです。

2021年4月、MUFGはパーム油セクターの顧客企業に「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)」を遵守する旨の公表を新たに求めました。ただし、この要求は「パーム油のプランテーションの所有・経営事業」に従事する顧客に限定され、パーム油の加工業者、取引業者、購入企業、独立系供給業者は除外されています。さらにインドネシアの子会社であるバンクダナモンは、同国のパーム油ファイナンスの重要な資金提供者であるにもかかわらず、MUFGの新方針は適用されていません。

MUFGが紙パルプなど他の産品についてNDPEを約束していないことは、気候変動の観点からも懸念があります。たとえば、MUFGはインドネシア第2位の大手パルプ生産企業であるロイヤル・ゴールデン・イーグル(RGE)¹⁹グループの重要な資金提供者で、同グループのサプライチェーンは炭素を豊富に含む泥炭地で栽培された木材繊維に大きく依存し、パルプ材植林地の55%(242,465ヘクタール)は泥炭地の上に造成されています²⁰。劣化した泥炭地は温室効果ガス排出の重要な要因です。可燃性がある泥炭地での農園・植林地開発はインドネシアで繰り返し

¹⁵ RAN「[北米パイプライン『ライン3』と『キーストーンXL』の黒幕](#)」2020年12月

¹⁶ IEA, [Net Zero by 2050: A roadmap for global energy sector](#), May 2021

¹⁷ 「化石燃料ファイナンス成績表2021」

¹⁸ RAN, TuKインドネシア、ジカラハリ「[三菱UFJ、森林リスク産品セクターのESG方針で後れ～インドネシア子会社バンクダナモンは方針適用から除外～](#)」2021年4月28日

¹⁹ 同上

²⁰ Koalisi Anti Mafia Hutan, [Perpetual Haze: Pulp Production, Peatlands, And The Future Of Fire Risk In Indonesia](#), November 2019

発生する森林火災と煙害(ヘイズ)危機の主な要因であり、同国は世界最大の温室効果ガス排出国の一つになっています²¹。RGEグループと関連会社の事業は森林火災および煙害の重要な原因であり、65,000ヘクタールを超える事業許可地が焼えました(2015～2019年)²²。現在、MUFGのポリシー及び目標はこういったリスクに対処していません。

(4) パリ協定と統合的な明確な指標や短期及び中期目標がない

MUFGは、2050年までのネットゼロ達成に向けた進捗状況を測定するための明確な指標を提示しておらず、2022年度に中期目標を設定するとしています。これにより、MUFGはパリ協定と統合的な中期目標の設定を2023年3月まで先送りすることができることとなります。

気候変動の科学的知見とMUFGの膨大な気候フットプリントを考え合わせると、MUFGは遅くとも2030年までに資金提供に関わる排出量を少なくとも半分に削減するべきです。2018年のIPCC「1.5°C特別報告書」の「排出経路 P1」によると、気温上昇を1.5度に抑えることができる確率が50%であっても、世界全体のCO2排出量を2030年までに2010年の水準から半分以上削減し、その後2050年までに実質的にゼロにまで削減しなければいけません。MUFGとは対照的に、ネットウェストやロイズなどの銀行は、2030年までに気候への影響を半分に削減することを約束しています。²³

さらにMUFGが、ファイナンスに関わる排出量の削減を測定するための、明確な指標を提供していないことは懸念です。大手金融機関が主導してファイナンスに関連する絶対的な排出量を計測および開示するための方法論に取り組んでいる、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)²⁴に参加している120の金融機関と対照的です。方法論は現在、融資と投資に限定されていますが、引受については近々追加される見込みであり、炭素集約型セクターの対象範囲も拡大される見込みです。

MUFGがネットゼロを達成する計画が不透明であることにより、問題のある指標やアプローチを使用する余地が残ります。排出の集約度に限定された測定方法は、絶対排出量の増加と新たな埋蔵化石燃料の採掘につながる可能性があり、不十分です。MUFGはまた、ネットゼロ目標を達成するために、CCS(CO2回収・貯留)とバイオマスエネルギーを結び付けた(BECCS: Bio-energy with Carbon Capture and Storage)技術、またはその他実証されていない「ネガティブ・エミッション(負の排出)(NET: Negative Emissions Technologies)」技術など信頼性がないスキームに依存する意図があるかどうか明らかにしていません。このMUFGの姿勢は、「ネガティブエミッション技術に過度に依存しない」シナリオの使用を提案したHSBC²⁵や、まだ存在しないネガティブエミッション技術に依存しないことを目指していると宣言したバークレイズ²⁶とは対照的です。

²¹ See The Conversation, [Peatlands keep a lot of carbon out of Earth's atmosphere, but that could end with warming and development](#), December 7 2020

²² Greenpeace, [Burning Issues: Five Years of Fires](#), October 2020

²³ NatWest Group, [Approach to Climate Change](#); Lloyds Banking Group, [Financing a Green Future](#) (accessed May 31 2021)

²⁴ Partnership for Carbon Accounting Financials, [Financial Institutions Taking Action](#) (accessed May 31 2021)

²⁵ HSBC Group, [HSBC announces resolution on climate change](#), March 11 2021

²⁶ Barclays, [Barclays Position on Climate Change](#), April 2020

(5) 従来のMUFGのエンゲージメントでは、パリ協定との整合性への確証が得られない

我々共同提案者は、過去数年にわたり、化石燃料や森林破壊に関するファイナンスや、気候関連リスクのガバナンスに関して、それぞれにMUFGと対話を行ってきました。また、MUFGの環境方針や、炭素集約型の事業やセクターへの支援について、報告書の発行やレター提出などを通じて問題を提起してきました。さらに気候関連リスクやTCFD報告書の開示についても対話をしてきました。そして、株主提案提出後もMUFGと計4回の会合を持ち、提案の内容を説明し、我々の期待を伝えてきました。

MUFGはこれらの議題について対話することに前向きな姿勢を示していますが、エンゲージメントからは、MUFGが会社として気候関連のセクターポリシーを強化し、投融資をパリ協定の目標と整合させる戦略を策定することを約束することに十分な期待を持つことができませんでした。

本提案の共同提案者は、MUFGのポリシー強化を認識し、その取り組みを歓迎しています。しかし、パリ協定に整合する明確な計画が提示されたと判断するには、十分な進展があったとは言えないため、本提案を継続することとしました。投資家の皆様には、2021年のMUFGの株主総会にて本提案への賛同をお願いするとともに、MUFG及び対外的に、本提案に対し賛同する意思を表明いただけますようお願い申し上げます。また、MUFGのポリシーに対するエンゲージメントを実施し、パリ協定に整合しない投融資によるリスクの低減策を具体的に示すよう求めていただきたく、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

連絡先:

気候ネットワーク www.kiconet.org

TEL:+81-3-3263-9210 E-mail: tokyo[[@](mailto:tokyo@kiconet.org)]kiconet.org

担当者: 平田仁子、E-mail: khirata[[@](mailto:khirata@kiconet.org)]kiconet.org

担当者: 鈴木康子、E-mail: suzuki[[@](mailto:suzuki@kiconet.org)]kiconet.org

Market Forces www.marketforces.org.au

担当者: 福澤恵、E-mail: megu.fukuzawa[[@](mailto:megu.fukuzawa@marketforces.org.au)]marketforces.org.au

担当者: 鈴木幸子、E-mail: sachiko.suzuki[[@](mailto:sachiko.suzuki@marketforces.org.au)]marketforces.org.au

レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN) japan.ran.org

担当者: 川上豊幸、E-mail: toyo[[@](mailto:toyo@ran.org)]ran.org

担当者: ハナ・ハイネケン、E-mail: hheineken[[@](mailto:hheineken@ran.org)]ran.org

350.org Japan <https://world.350.org/ja/>

担当者: 横山隆美、E-mail: taka.yokoyama[[@](mailto:taka.yokoyama@350.org)]350.org

担当者: 渡辺瑛莉、E-mail: eri.watanabe[[@](mailto:eri.watanabe@350.org)]350.org

I. 提案の形式

本株主提案の形式(定款の一部変更)は、日本において気候変動に関する株主提案が議題として取り上げられる唯一の方法です。日本企業に対し定款の一部変更という形で株主提案を提出することは、日本では比較的一般的であり、2020年にみずほフィナンシャルグループに提出した提案もこの形式を取り、34.5%の株主の支持を獲得しました²⁷。本形式による株主提案の効力は、2020年にバークレイズを含む英国企業の株主総会で可決された気候変動に関する「特別決議」、さらに最近HSBCが会社提案としたものと同等です²⁸。

日本では、欧米諸国とは異なり、取締役会を設置する株式会社において、株主が株主総会において議決権を行使して決議できるのは、会社法又は対象会社の定款における株主総会の決議事項(剰余金の処分、取締役の選任・解任、合併、会社分割の承認、定款変更など)に限定されています(会社法295条2項)。会社法又は定款における株主総会の決議事項に該当せず、株主が議決権を有しない事項についての株主提案は、不適法として会社により却下されます(同法303条1項括弧書き)。

そのため、日本では、会社への要求内容を具体的に記述できる株主提案の形式は、会社法により株主総会の決議事項とされる定款一部変更(同法466条)の提案に通常限られています。定款の一部変更の形式をとらず、単純に要求内容を記述して株主総会決議を要求する提案は、会社法又は対象会社の定款に基づくその他の株主総会の決議事項に該当しない限り、不適法を理由に株主総会の議題として取り上げられることもなく、終わることになります。よって本提案も、会社法の規定に従い、定款の一部変更という適法な形式をとり提案するものです。

II. MUFGのファイナンス分析に関する方法論

1. パリ協定締結以降の化石燃料全体およびセクター別の融資・引受金額について

MUFGの化石燃料全体およびセクター別(オイルサンドなど)ファイナンスの分析は、「化石燃料ファイナンス成績表2021: 気候カオスをもたらす業務」(2021年3月24日発行²⁹)に基づいています。同報告書の分析は、2020年4月のS&Pグローバル・マーケット・インテリジェンスのランキングに従い、資産総額で世界上位の60銀行(化石燃料関連のエクスポージャーが低い銀行は除外)を対象としています。

同報告書は、2016年から2020年までに行われた化石燃料関連の企業向け融資および引受取引(データが入手可能な場合はプロジェクトファイナンスも含む)における各銀行の関与の度合いを評価しています(米ドル換算)。各取引額は、借り手または発行体の事業活動に占める化石燃料部門の割合に基づいて算出しています。全化石燃料部門の企業(約2,300社)および化石燃料を拡大している上位企業(100社)への融資・引受額を算定している集計結果については、化石燃料に当てられる金額を計算するため、各企業の化石燃料を基盤とする資産または収益に基づいて各取引額を調整しました。各化石燃料セクターへの融資・引受額(各部門の上位30~40社)については、借り手または発行体の事業活動に占める当該部門の割合に基づいて割り当て算

²⁷ 気候ネットワーク、[【プレスリリース】みずほFGへの株主提案の議決結果について\(第2次集計\)](#)(2021年1月21日)

²⁸ HSBC Holdings, [Notice of the 2021 Annual General Meeting](#), March 24 2021

²⁹ RAN他「[化石燃料ファイナンス成績表](#)」2021年3月24日

出しました。これらの調整は調査機関のプロフンドが行いました。取引データは、ブルームバーグ・ファイナンスL.P(ブルームバーグ端末、取引額が主幹事銀行間で分割されている)、IJグローバルより入手しました。

2. 石炭産業全体への融資および引受

MUFGの石炭産業全体への融資の分析は、2021年2月25日に公開された脱石炭リスト(GCEL)投融資調査に基づいています³⁰。GCELは、一般炭のバリューチェーンで重要な役割を果たすすべての企業を特定することを目的としています。したがって、他の多くのデータベースとは異なり、GCELには、石炭採掘業者や石炭発電事業者だけでなく、石炭の探査、処理、取引、輸送と物流、設備製造、石炭関連のO&MおよびEPCサービス、石炭液化および石炭ガス化の生産に関与する企業も含まれます。GCELは現在、935の親会社と1,800を超える子会社および合併事業の一般炭関連データを提供しています。ただし、セメントまたは鉄鋼生産に使用される石炭は対象外です。

対象企業に提供された企業融資、信用供与、引受ファンリティの調査は、金融データベースのブルームバーグ、リフィニティブ、IJグローバルを利用しています。他のランキングとは異なり、この調査では調整を行っていません。つまり、銀行が石炭企業に提供している全額が考慮されます(明らかなグリーンファイナンスなどを除く)。大規模で多様な事業を行う企業の場合、すべての資金が事業の石炭に関わる部分に使用されるとは限りません³¹。

3. 熱帯林地域で森林破壊のリスクがある産品への融資・引受について

MUFGの森林リスク産品へのファイナンスは、「森林と金融」データベースに基づいて分析されています。同データベースは、東南アジア、中央・西アフリカ、ブラジルにおける熱帯の天然林に影響を与えている、牛肉、大豆、パーム油、紙パルプ、天然ゴム、熱帯木材(森林リスク部門)のサプライチェーンに直接関与している300社以上の企業が受け取った金融サービスについて評価しています³²。対象期間中、選定企業に提供された企業融資と引受額の算出においては、ブルームバーグ、Refinitiv(リフィニティブ:旧トムソンEIKON)、TradeFinanceAnalytics、IJGlobalの金融データベース、企業報告書(年次、中間、四半期)、企業発行物、会社登記簿、報道記事、分析報告書を使用しました。

同調査は、選定企業と取引のある金融機関との間の特定の関係における契約レベルの情報を提供しています。調査対象として選定された300社以上のうち、調査期間内に金融機関、資金提供額、取引開始日が把握できるファイナンスを特定できたのは230社だけでした。森林リスク部門以外の事業活動がある企業については、全体の資金提供額のうちで森林リスク部門事業に帰すると合理的に考えられる資金提供額を正確に示すために、該当額を減額して集計しました。複数地域で事業を展開している企業の資金提供額については、同プロジェクトにおける調査スコープにより、地域別調整係数を定めました。

免責事項

³⁰ Urgewald, [Financial Backers of Global Coal](#) (accessed May 31 2021)

³¹ Profundo, [Financiers of the Global Coal Exit List: Finance research methodology](#), February 19 2021
和訳:「[Global Coal Exit List\(脱石炭リスト\)の金融機関:投融資に関する調査方法](#)」(2021年2月19日)

³² [「森林と金融:データ収集と評価の方法」](#)(閲覧日2021年5月31日)

共同議決権行使でないこと / この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法の適用における、議決権その他の株主権を共同して行使することの合意又は同意、その取得のための申し込み若しくは承諾を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。疑義をさけるためにさらに強調すれば、それぞれの株主は、議決権その他の株主権を、自らの判断に基づき独立に行使するものであり、議決権その他の株主権の行使の結果が両株主の協議と異なる場合においても、相手方に対する協議の違反により責任が生じるといったことはありません。

議決権代理行使の勧誘でないこと / この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法の適用における、議決権の代理行使の勧誘を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。この文書の発信人である株主は、株主総会における議決権の代理行使の委任を勧誘するものではなく、いかなる他の株主からの議決権その他の株主権を代理人として行使することを受任することはありません。

投資の助言でないこと / この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、情報の提供のみを目的とするものであり、金融商品取引法の適用における、有価証券の価値の分析に基づく投資の助言又は投資判断の推奨を意図したものではなく、そのように解釈されてはなりません。